

## 第2章 生活排水処理対策の現況と課題

### 1 生活排水処理施設の種類

生活排水処理施設の整備は、国土交通省や農林水産省、環境省などが所管する国庫補助制度や県費補助制度を活用して推進しています。

また、生活排水処理施設の種類は、集合処理と個別処理に大別され、図. 2-1 のように分類されます。

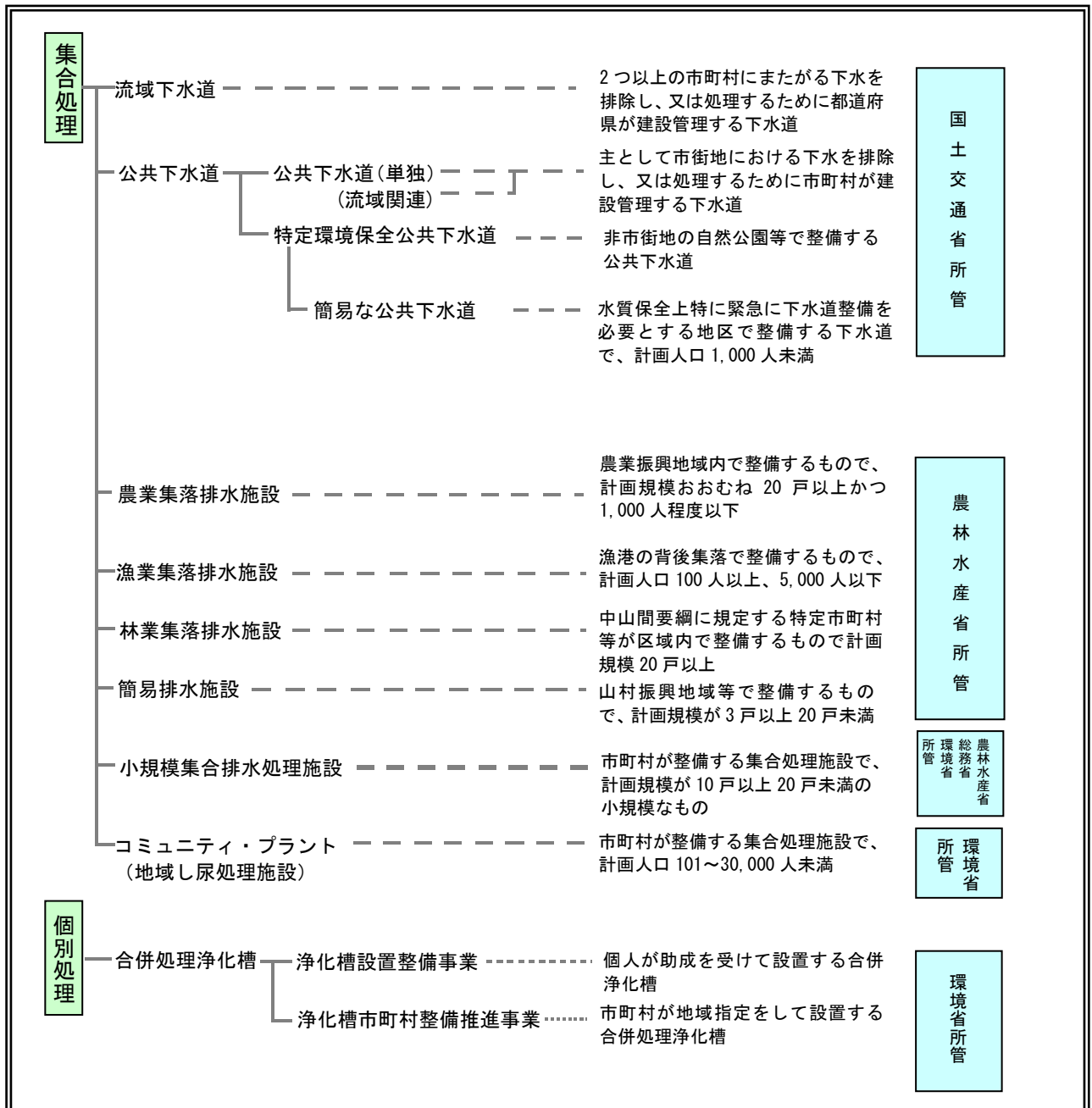


図. 2-1 生活排水処理施設体系図

## 2 生活排水処理施設整備の現況

### (1) 生活排水処理施設別の事業実施状況

平成 23 年度末における県内の生活排水処理施設別の事業実施市町村数は、表. 2-1 に示すとおり、県下 20 市町のうち、19 市町で公共下水道等の集合処理事業に、全 20 市町で合併処理浄化槽の個別処理事業に取り組んでおり、目標としていた全市町における事業着手については平成 17 年に達成しております。

表. 2-1 生活排水処理施設別の事業実施市町村数

生活排水処理 施設の種類		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	平成28年度末
		第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	現 況
集 合 処 理  (注)	公 共 下 水 道	17	23	15	15
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	8	12	6	6
	農 業 集 落 排 水 施 設	17	24	12	12
	漁 業 集 落 排 水 施 設	2	7	5	5
	簡 易 排 水 施 設	1	1	1	1
	小 規 模 集 合 排 水 処 理 施 設				
	コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	6	7	5	4
集 合 処 理 実 施 市 町 村 数		35	44	19	19
個 別 処 理 実 施 市 町 村 数		37	54	20	20
生 活 排 水 処 理 施 設 整 備 事 業 実 施 市 町 村 数		53	68	20	20
全 市 町 村 数		70	70	20	20

備考 流域下水道、林業集落排水施設、小規模排水処理施設は県内では事業を実施していません。

(注) 供用中及び施設整備中の市町村数です。

補助制度の所管省別の事業実施状況は、表. 2-2 に示すとおりです。

また、生活排水処理施設別の事業実施市町数は、表. 2-3 に示すとおりで、14 市町においては、公共下水道、集落排水施設等及び合併処理浄化槽の全ての事業を実施しています。

なお、各市町別の生活排水処理施設別の事業実施状況は、表. 2-4 のとおりです。

表. 2-2 生活排水処理施設別の省別事業実施市町数

(平成28年度末)

区 分	集 合 処 理							個別処理
	国土交通省		農 林 水 産 省			農林水産省 総務省 環境省	環境省	環境省
事 業 名	公 共 下 水 道	特 環 下 水 道	農業集 落排水 施設	漁業集 落排水 施設	簡易排 水施設	小規模集合 排水処理施設	コミュニティ ・プラント	合併処理 浄化槽
実 施 市 町 数	15	6	12	5	1	0	4	20
	17		15			0	4	20

表. 2-3 生活排水処理施設別の事業実施市町数

(平成28年度末)

集 合 処 理		個 別 処 理	実 施 市 町 数		
公共下水道等 (注1)	農集・漁集等 (注2)	合併処理浄化槽	市	町	合計
○	○	○	10	4	14
○	○	×			
○	×	○	1	2	3
×	○	○		2	2
○	×	×			
×	○	×			
×	×	○		1	1
×	×	×			

(注1) 特定環境保全公共下水道を含みます。

(注2) 簡易排水施設、コミュニティ・プラントを含みます。

凡例 ○：事業実施      ×：事業未実施

表. 2-4 市町別・生活排水処理施設別の事業実施状況

(平成28年度末)

No.	市町名	下水道		農業集落 排水施設	漁業集落 排水施設	簡易 排水施設	コミュニ ティ ・プラント	浄化槽	
		公共 下水道	特環 下水道					個人設置	市町設置
1	松山市	◎	◎	◎				◎	
2	今治市	◎	◎	◎	◎		◎	◎	
3	宇和島市	◎			◎			◎	
4	八幡浜市	◎	◎		◎				◎
5	新居浜市	◎						◎	
6	西条市	◎		◎				◎	
7	大洲市	◎		◎				◎	
8	伊予市	◎	◎	◎		◎		◎	◎
9	四国中央市	◎					◎	◎	
10	西予市	◎		◎				◎	
11	東温市	◎		◎				◎	
12	上島町		◎	◎			◎		◎
13	久万高原町	◎		◎					◎
14	松前町	◎						◎	
15	砥部町	◎		◎				◎	
16	内子町	◎						◎	
17	伊方町		◎		◎		◎	◎	◎
18	松野町							◎	
19	鬼北町			◎					◎
20	愛南町			◎	◎				◎
供用開始		15	6	12	5	1	4		

凡例 ◎供用中を示す

(2) 生活排水処理施設の集合処理区数

平成 28 年度末における生活排水処理施設の集合処理区数は、表. 2-5 に示すとおり 128 処理区が設定されており、平成 14 年度末と比較して 13 処理区が増加しています。

表. 2-5 集合処理区数

生活排水処理 施設の種類		第一次構想	第二次構想		第三次構想
		平成 7 年度	平成14年度末	平成23年度末	平成28年度末
集 合 処 理  (注)	公 共 下 水 道	21	27	26	26
	特定環境保全公共下水道	8	12	13	13
	農 業 集 落 排 水 施 設	21	51	63	63
	漁 業 集 落 排 水 施 設	3	15	16	17
	簡 易 排 水 施 設	1	1	1	1
	小規模集合排水処理施設				
	コミュニティ・プラント	8	9	9	8
小 計	62	115	128	128	

(注) 供用中及び施設整備中の処理区数です。

(3) 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

平成 28 年度末の汚水処理人口（生活排水処理施設で汚水処理を行っている人口）は、表. 2-6 及び図. 2-2 に示すとおり 1,081 千人で、行政人口（住民基本台帳人口）に占める割合である汚水処理人口普及率は、77.2%となっており、平成 23 年度末と比較すると汚水処理人口で 41 千人、普及率で 5.1%の増加となっています。

表. 2-6 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

生活排水処理 施設の種類	平成14年度末	平成19年度末	平成23年度末	平成28年度末	平成29年度末		
	(第二次構想 基準年度)	(第二次構想 中間目標年度)	(第三次構想 基準年度)	現 況	中間目標値	整備見込み	
	人口(千人)	人口(千人)	人口(千人)	人口(千人)	人口(千人)	人口(千人)	
行政人口	1,502	1,472	1,441	1,400	1,380	1,387	
集 合 処 理	公共下水道	561 (37.3%)	640 (43.5%)	686 (47.6%)	720 (51.5%)	735 (53.3%)	722 (52.0%)
	特定環境保全公共下水道	12 (0.8%)	18 (1.3%)	21 (1.4%)	21 (1.5%)	20 (1.4%)	21 (1.5%)
	農業集落排水施設	29 (1.9%)	37 (2.5%)	40 (2.8%)	38 (2.7%)	36 (2.6%)	36 (2.6%)
	漁業集落排水施設	4 (0.3%)	5 (0.4%)	5 (0.4%)	4 (0.3%)	4 (0.3%)	4 (0.3%)
	簡易排水施設	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)
	小規模集合排水処理施設						
	コミュニティ・プラント	5 (0.4%)	7 (0.4%)	6 (0.4%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
	小計	611 (40.7%)	706 (48.0%)	758 (52.6%)	787 (56.2%)	799 (57.9%)	786 (56.7%)
合併処理浄化槽	192 (12.8%)	250 (17.0%)	282 (19.5%)	294 (21.0%)	307 (22.2%)	299 (21.5%)	
汚水処理人口 (汚水処理人口普及率)	803 (53.5%)	956 (65.0%)	1,040 (72.1%)	1,081 (77.2%)	1,106 (80.1%)	1,085 (78.2%)	

備考 行政人口は各年度末の住民基本台帳人口です。

( ) 内の%は、行政人口合計に対する生活排水処理施設別の割合です。

平成28年度末の汚水処理人口を生活排水処理施設別に見ると、1,081千人のうち、集合処理人口は、787千人と72.8%を占め、合併処理浄化槽による個別処理人口は294千人で27.2%となっています。

また、集合処理の内訳では、公共下水道が720千人で集合処理人口の91.5%を占めています。

平成29年度の間目標値は、行政人口1,380千人に対し、汚水処理人口1,106千人、汚水処理人口普及率80.1%と計画していたところ、同年度末の見込みでは、行政人口1,387千人に対し汚水処理人口は1,085千人と計画を下回っており、汚水処理人口普及率は、78.2%となっています。

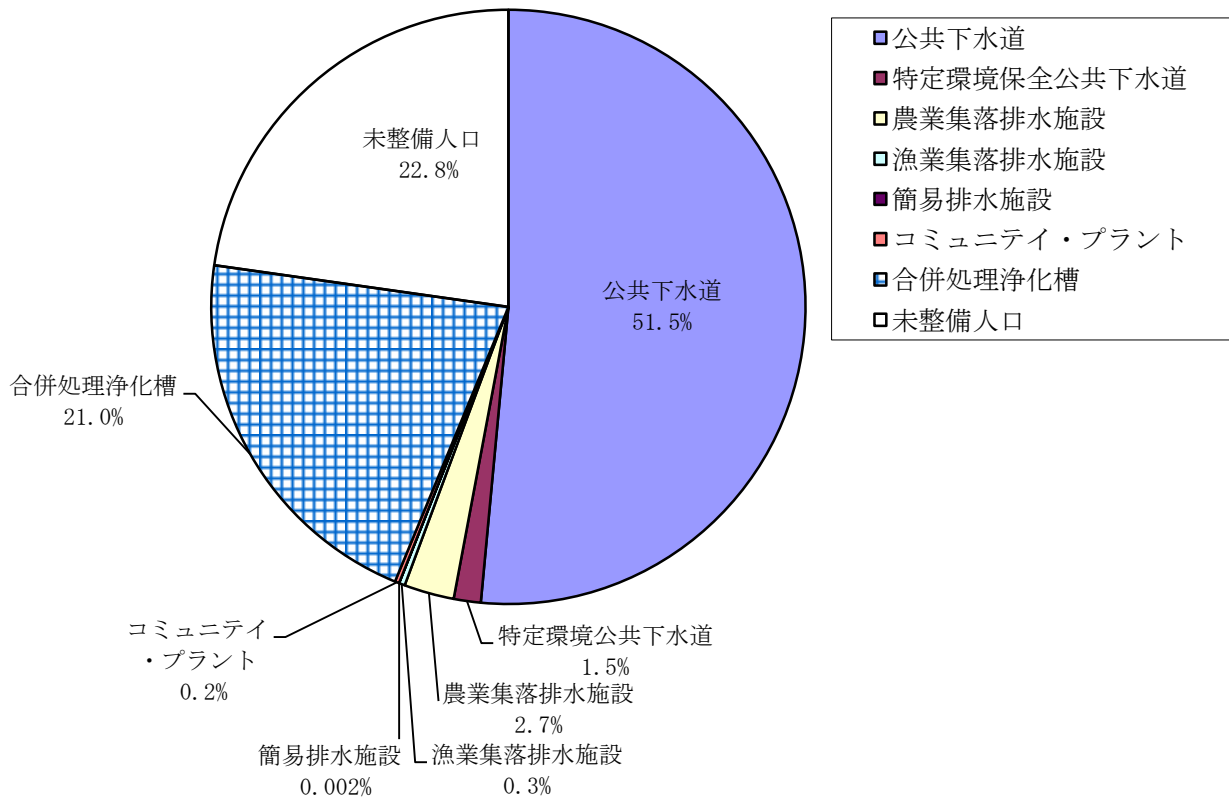


図. 2-2 生活排水処理施設別汚水処理人口普及率（平成 28 年度末）

**【指標等の定義】**

○汚水処理人口 = (公共下水道等の集合処理施設処理区域内人口と合併処理浄化槽処理人口)

$$\text{○汚水処理人口普及率 (\%)} = \frac{\text{汚水処理人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

#### (4) 地域別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

平成 28 年度末における汚水処理人口及び汚水処理人口普及率の状況を市町別に整理すると、図. 2-3 に示すとおりです。

平成 28 年度末では、人口が集中している市においては、11 市中 8 市が 60% を超える汚水処理人口普及率となっていますが、町においては、9 町中 5 町が 60% を超えているだけであり、中予地域及び東予地域で比較的高い汚水処理人口普及率を示しているものの、南予地域の汚水処理人口普及率は低く、特に松野町、愛南町では 50% 未満と、生活排水処理施設の整備が遅れています。

また、人口規模別の汚水処理人口普及率は、図. 2-4 に示すとおりおおむね人口規模が小さい市町ほど施設整備が進んでいない状況がうかがえます。

なお、汚水処理人口普及率の地域間の最大と最小の格差は、表. 2-8 に示すとおりであり、施設整備の進展等により、市町別格差は平成 23 年度 2.7 倍から平成 28 年度 2.3 倍、地域別格差は同じく 1.4 倍から 1.4 倍、人口規模別格差は同じく 1.6 倍から 1.4 倍と改善傾向にはあるものの、市町村合併後の同一市町内における住民サービスの地区間格差等が依然として懸念されます。

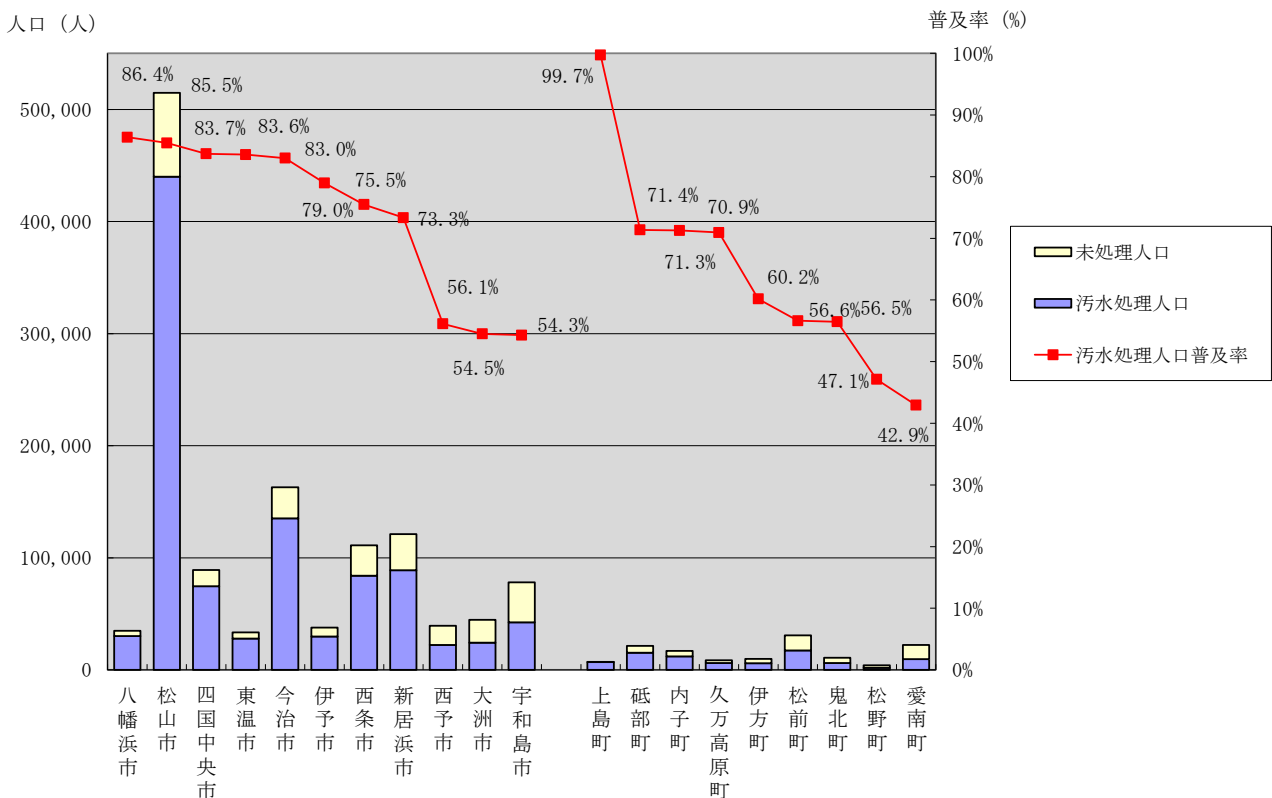


図. 2-3 市町別汚水処理人口及び汚水処理人口普及率 (平成 28 年度末)



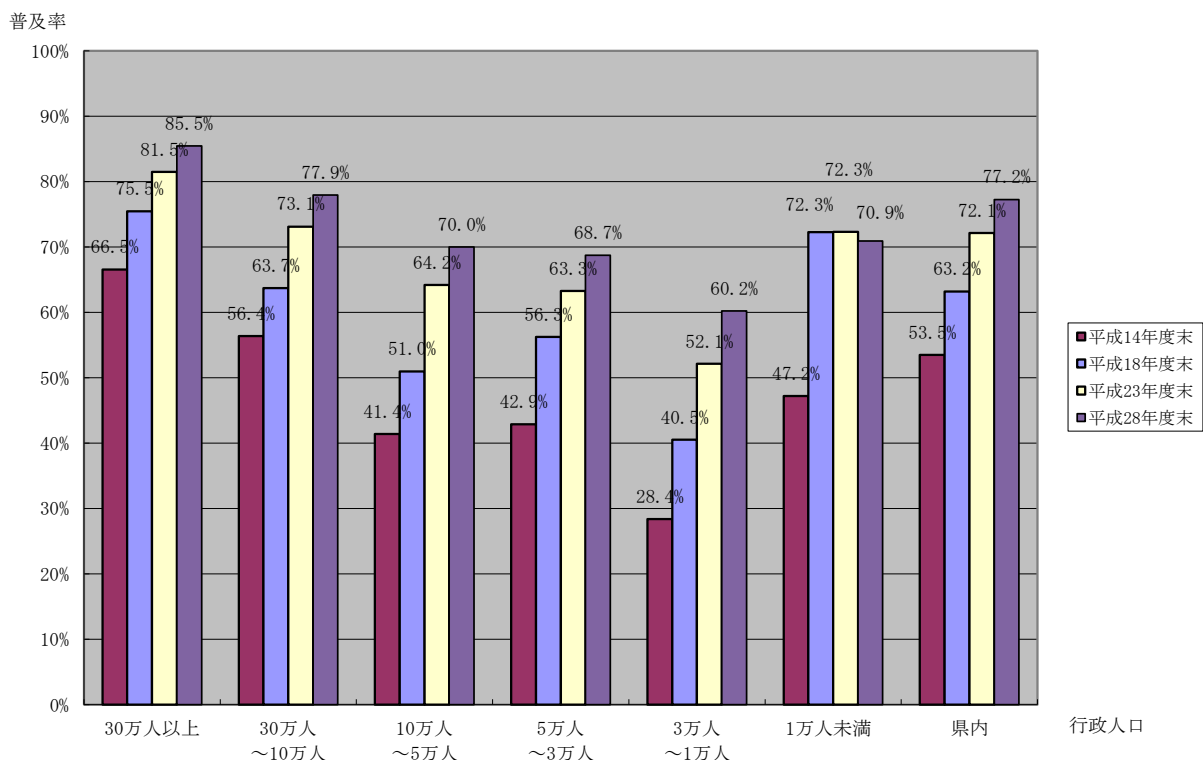


図. 2-4 人口規模別の汚水処理人口普及率

(注) 平成14年度の値は、市町村合併後の区分で算定しています。

表. 2-7 人口規模別市町一覧

(平成28年度末)

人口規模	対象市町
30万人以上	松山市
30万人～10万人	今治市・新居浜市・西条市
10万人～5万人	宇和島市・四国中央市
5万人～3万人	八幡浜市・大洲市・伊予市・西予市・東温市・松前町
3万人～1万人	砥部町・内子町・鬼北町・愛南町
1万人未満	上島町・久万高原町・伊方町・松野町

表. 2-8 汚水処理人口普及率地域格差

(平成28年度末)

	最大	最小	格差
市町別普及率	上島町	愛南町	(平成23年度2.7倍)
	99.7%	42.9%	2.3倍
地区別普及率	中予	南予	(平成23年度1.4倍)
	83.0%	59.2%	1.4倍
人口規模別普及率	30万人以上	3万人～1万人	(平成23年度1.6倍)
	85.5%	60.2%	1.4倍

### 3 生活排水処理施設の整備事業費

第三次構想の開始年度である平成25年度から平成29年度までの間の生活排水処理施設の整備事業費の見込みは、表.2-9に示すとおり618億円であり、年度平均では、毎年約124億円の事業費が投入されています。

中間目標値と比較すると、同期間の592億円の計画に対し、618億円と26億円の増額となっています。

表.2-9 生活排水処理施設別整備事業費

(単位：億円)

生活排水処理 施設の種類の種類		第二次構想	第三次構想	
		平成20年度～24年度	平成25年度～平成29年度	平成25年度～平成29年度
		事業費	事業費(目標値)	事業費(実績見込み)
集合処理	公共下水道	596	526	546
	特定環境保全公共下水道	41	18	9
	農業集落排水施設	19	0	31
	漁業集落排水施設	6	0	1
	小規模集合排水処理施設			
	コミュニティ・プラント			
小計		662	544	586
合併処理浄化槽		45	48	32
合計		707 (141)	592 (118)	618 (124)

備考 ( )内は年度平均事業費です。

#### 4 生活排水処理施設からの発生活泥量

平成 29 年度見込みにおいては、表. 2-10 に示すとおり、生活排水処理施設から 2,718<sup>m</sup><sup>3</sup>/日の汚泥（濃縮汚泥）が発生しており、このうち集合処理施設から 1,826<sup>m</sup><sup>3</sup>/日、合併処理浄化槽から 391<sup>m</sup><sup>3</sup>/日が発生しています。このほか、単独処理浄化槽から 228<sup>m</sup><sup>3</sup>/日、し尿処理場から 273<sup>m</sup><sup>3</sup>/日の汚泥が発生しています。

これらの汚泥については、一部は脱水処理を実施した後、肥料や土壌改良材等として再利用されているものの、大部分は、焼却処理を行い減量化した後に廃棄物として最終処分しているのが現状です。

表. 2-10 生活排水処理施設別発生活泥量

(単位：m<sup>3</sup>/日)

生活排水処理施設の種類		平成14年度	平成23年度	平成29年度
		(第二次構想 基準年度)	(第三次構想 基準年度)	見込み
集合 処理	公共下水道（注）	1,186	1,487	1,755
	農業集落排水施設	47	68	59
	漁業集落排水施設	5	6	5
	コミュニティ・プラント	11	11	7
小計		1,249	1,573	1,826
合併処理浄化槽		247	271	391
生活排水処理施設計		1,496	1,844	2,217
単独処理浄化槽		306	332	228
し尿処理場		408	273	273
合計		2,210	2,450	2,718

(注) 特定環境保全公共下水道を含みます。

## 5 公共用水域の水質の現況

本県では、水環境の保全を図るため、河川 18 水域、湖沼 5 水域、海域 33 水域において環境基準の類型指定を行い、定期的に水質測定を実施して環境基準の達成状況の把握に努めるとともに、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び愛媛県公害防止条例等に基づき、工場・事業場に対して各種の排水規制を実施しています。

また、生活排水による水質汚濁が進行している重信川、肱川、渡川などの水域については、関係する 11 市町を平成 3 年度から順次、生活排水対策重点地域に指定して、生活排水対策を計画的、総合的に推進するため生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の計画的な整備や生活排水対策の普及啓発等に努めています。

平成 28 年度の環境基準達成状況は、表. 2-11 に示すとおりであり、河川 88.9%、湖沼 100%、海域 75.8%となっており、平成 14 年度から河川で 22.2%、海域で 11.3% 環境基準達成率が向上しています（図. 2-5、表. 2-12、表. 2-13 参照）。

表. 2-11 環境基準の達成状況総括表

(平成 28 年度末)

	類型指定水域数	達成水域数	達成率 (%)
河川	18	16	88.9
湖沼	5	5	100.0
海域	33	25	75.8

### 【指標等の定義】

- 生活排水対策重点地域：生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるため、水質汚濁防止法に基づき県が指定した地域（県内 6 水域 11 市町）

表. 2-12 水質基準地点における水質の現況（BOD）

河川名	基準地点名	環境基準		平成7年度 (第一次構想 基準年度)	平成14年度 (第二次構想 基準年度)	平成23年度 (第三次構想 基準年度)	平成28年度 (現況)
		類型	基準値				
重信川	出合橋	A	2	8.5	4.3	2.1	1.8
肱川	生々橋	A	2	2.2	2.7	3.1	1.7
加茂川	加茂川橋	AA	1	0.7	0.8	0.5	0.5
中山川	新兵衛橋	A	2	1.2	1.2	1.5	1.2
広見川	高知県境上流	A	2	0.6	1.0	0.8	1.4
銅山川	大古味橋	AA	1	0.9	1.2	0.8	<0.5
仁淀川	高知県境上流	AA	1	<0.5	0.6	<0.5	0.7
蒼社川	かんべ橋	A	2	1.5	1.1	0.6	0.8
岩松川	三島	AA	1	1.0	<0.5	0.8	0.8

備考 75%値を記入しています。  
<0.5は0.5未満です。

【指標等の定義】

○水質汚濁の環境基準：水質汚濁の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が水域の利用目的、現状水質等を考慮して指定を行っています。

<水域区分><類型>

河川： AA BOD（生物化学的酸素要求量）が 1mg/1 以下  
A BOD（生物化学的酸素要求量）が 2mg/1 以下  
C BOD（生物化学的酸素要求量）が 5mg/1 以下  
湖沼： A COD（化学的酸素要求量）が 3mg/1 以下  
B COD（化学的酸素要求量）が 5mg/1 以下  
海域： A COD（化学的酸素要求量）が 2mg/1 以下  
B COD（化学的酸素要求量）が 3mg/1 以下  
C COD（化学的酸素要求量）が 8mg/1 以下

○75%値：75%値とは、日間平均値の全データ（n個）をその値の小さなものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ （正数でない場合は、直近上位の正数）番目に来るデータのことをいいます。河川のBODや海域のCODについて、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合に、この75%値を使います。

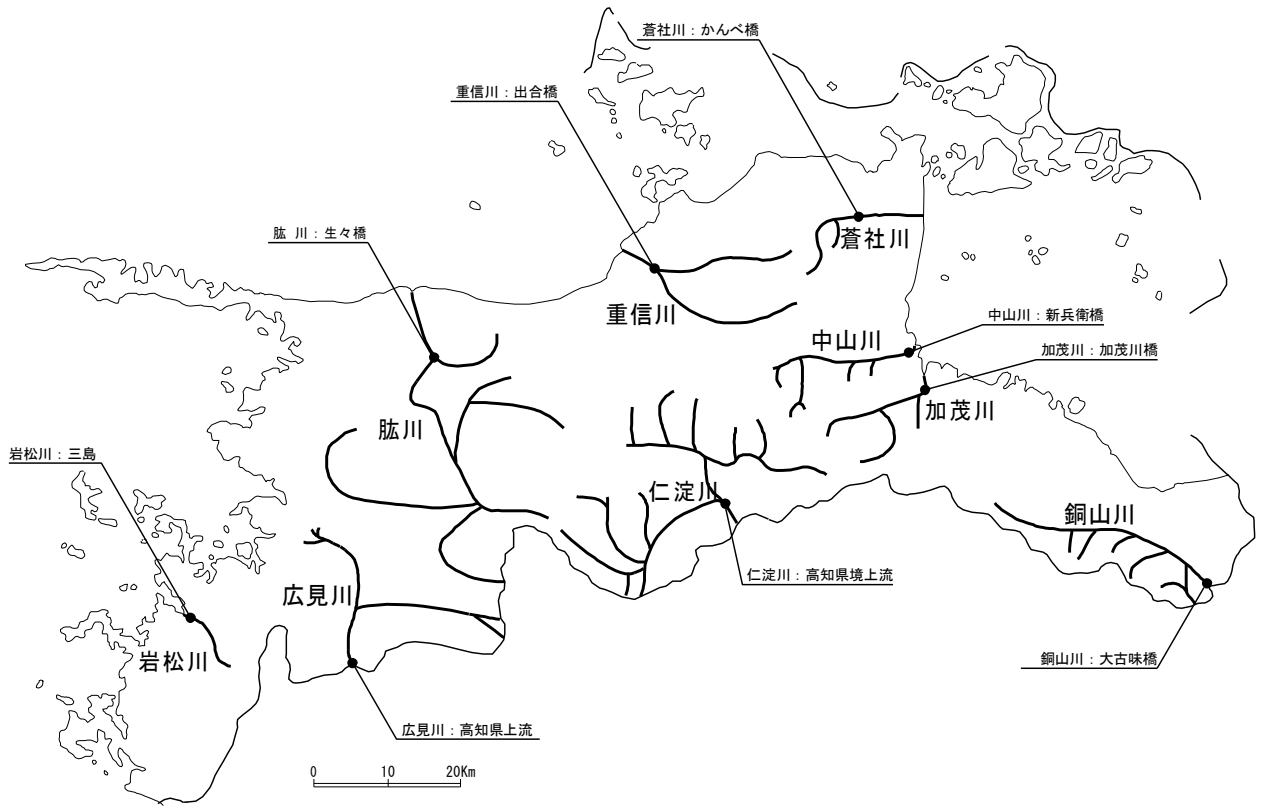


図. 2-5 水質基準地点位置図

表. 2-13 環境基準の達成状況

1. 河川 (BOD)

水域 統一 番号	類型指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境 基準 地点 数	環境基準達成状況(年度)																															
						7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28										
1	石手川(甲)	C	口	49	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	石手川(乙)	AA	イ	49	2	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
3	重信川(甲)	A	口	49	3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
4	重信川(乙)	AA	イ	49	3	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5	肱川水域(甲)	A	口	50	10	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
6	肱川水域(乙)	AA	イ	50	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	加茂川水域	AA	イ	51	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	中山川水域(甲)	AA	イ	51	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	中山川水域(乙)	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	広見川水域(甲)	AA	イ	51	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
11	広見川水域(乙)	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	三間川水域	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	銅山川水域	AA	イ	52	2	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	
14	仁淀川(甲)	AA	イ	52	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	仁淀川(乙)	A	イ	52	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	蒼社川(甲)	AA	イ	53	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	蒼社川(乙)	A	イ	53	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	岩松川水域	AA	イ	53	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数					(42)	14	14	15	14	13	15	13	12	13	15	14	15	15	17	13	13	15	16	16	17	17	16										
類型指定水域数						18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
達成率(%)					—	78	78	83	78	72	83	72	67	72	83	78	83	83	94	72	72	83	89	89	94	94	89										

凡例 ○: 環境基準を達成している水域 ×: 環境基準を達成していない水域

## 2. 湖沼 (COD)

水域 統一 番号	類型指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境 基準 地点 数	環境基準達成状況(年度)																											
						7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
501	鹿野川湖	B	イ	50	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
502	黒瀬ダム貯水池	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
503	柳瀬ダム貯水池	A	イ	52	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
504	新宮ダム貯水池	A	イ	52	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
505	面河ダム	A	イ	52	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数 類型指定水域数					(6)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
達成率(%)						100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	80	80	100	100	100	100	100	100

凡例 ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

## 3. 海域 (COD)

水域 統一 番号	類型指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境 基準 地点 数	環境基準達成状況(年度)																											
						7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
605	伊予三島・土居海域	A	イ	47	5	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×		
610	新居浜海域丙	A	ロ	47	6	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
615	西条海域丙	A	ロ	47	3	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
619	東予海域丙	A	イ	47	2	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
628	伊予灘(一般)	A	イ	49	29	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
631	宇和海(一般)	A	イ	49	33	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
632	燧灘北西部	A	イ	49	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
636	燧灘東部	A	ロ	49	3	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	
608	沢津漁港	B	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
609	新居浜海域乙	B	ロ	47	3	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
612	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
613	西条海域甲	B	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
617	東予海域甲	B	ロ	47	2	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
618	東予海域乙	B	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
620	河原津漁港	B	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
622	三津内港(乙)	B	イ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
624	吉田浜船溜り(乙)	B	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
625	和気港	B	ロ	49	1	×	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
626	松山外港	B	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
627	松前港	B	ロ	49	1	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
629	八幡浜港	B	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
630	宇和島港	B	ロ	49	2	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
635	三島・川之江地先海域(3)	B	ロ	13	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
638	三島・川之江地先海域(4)	B	ロ	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
606	新居浜港航路泊地	C	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
607	新居浜海域甲	C	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
611	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
616	東予港壬生川地区	C	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
621	三津内港(甲)	C	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
623	吉田浜船溜り(甲)	C	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
633	伊予三島港	C	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
634	三島・川之江地先海域(1)	C	ロ	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
637	三島・川之江地先海域(2)	C	ロ	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
達成水域数 類型指定水域数					116	27	26	27	27	27	28	24	20	24	23	27	27	29	27	32	29	25	28	29	30	28	25						
達成率(%)						—	87	84	87	87	90	77	65	73	70	82	82	88	82	97	88	76	85	88	91	85	76						

凡例 ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

## 6 生活排水処理対策の課題

本県における平成 28 年度末の汚水処理人口普及率は 77.2 %と、全国平均 90.4%に比較して依然として低い水準にあり、整備計画の遅れにより市町等の地域間格差も生じております。

その原因としては、市町の財政状況を始め、地理的・地形的要因、過疎化と少子・高齢化の進行などが考えられますが、今後、全県域下水道化を目指して生活排水処理対策を推進していく上での課題として、次の項目が挙げられます。

### (1) 生活排水処理施設の整備財源の計画的確保と効率的執行

県内の市町の財政力指数（平成 28 年度）は、県全体で 0.438、市部平均で 0.525、町部平均で 0.331 と、財政的に脆弱な市町が多く、国・地方を問わない行財政改革が進められる中で、生活排水処理施設整備を円滑に推進するためには、市町行政における政策的位置付けを高めるとともに、国庫補助金等の財源の計画的な確保に努める必要があります。

また、地域の状況に応じた集合処理区の適切な設定、整備手法の効果的選定はもとより、整備コストの縮減に取り組み、効率的整備に努めることが大切です。

### (2) 生活排水処理施設の地域間格差の解消

汚水処理人口普及率は、改善されてはいるものの、まだまだ市町格差が生じており、おおむね山間部や南予地域で、生活排水処理施設整備の遅れが見られます。

また、このような整備率の格差は、同一市町内における住民サービスの地区間格差につながることも懸念されます。

このため、人口集積の小さい地域にあっても、地域住民の理解と協力を得ながら、浄化槽や農業・漁業集落排水施設整備事業を活用して、生活排水処理施設の整備に積極的に取り組む必要があります。

また、より低コストで効率的な生活排水処理施設の整備、管理が進められるよう、複数市町間や事業種別間での広域化・共同化を検討することも大切です。

### (3) 生活排水処理施設の管理の効率化・適正化

生活排水処理施設は、日常の維持管理を適切に行うことにより、初めてその効果が発揮されるものであり、各市町において総合的・効率的な維持管理体制を確立するとともに、個人設置の浄化槽についても定期検査の受検を促進する必要があります。



(4) 生活排水処理施設から発生する汚泥・処理水の適正処理

生活排水処理施設の整備とともに、発生する汚泥や処理水も一層増加していくものと推計されており、廃棄物としての処分はもとより、有用なバイオマス資源としての利活用や、処理水の循環利用方策等について検討し、適正処理を図る必要があります。

(5) 生活排水処理施設の未整備地域における生活雑排水対策の推進

台所や風呂等から排出される生活雑排水は、身近な河川や海域の水質汚濁の原因となっており、廃食用油の処理や洗剤の適正使用等について地域住民への啓発を行うなど、生活排水処理施設の未整備地域においても、地域ぐるみで水質浄化への取組が進められるよう、対策を推進する必要があります。